

お申込日 20 年 月 日

※太線の枠内のみ記入してください。

映像ソフト上映2
利 用 申 込 書

(フリガナ) ご 住 所	〒				
(フリガナ) 法 人 名 団 体 名	個人でお申込みの方はご記入不要です。				
(フリガナ) 代 表 者 名	印 生年月日 年月日				
込 T E L () -	F A X () -				
ご担当部署	ご担当者名				
ご担当者連絡先 (上記と異なる場合)	TEL() -	携帯電話() -			
メールアドレス					

貴協会が管理する音楽著作物を下記内容において上映により利用することについて、貴協会の定める「利用許諾条項」の履行を承諾のうえ、「映像ソフト上映利用明細書」などを添えて申込みます。

映像ソフト タ イ ト ル			内 容			
製 造 数	個	映像ソフト 録音利用申込日	年 月 日	ソ フ ト 1 本 の 総再生時間	分	秒
上 映 期 間	自 20 年 月 日 至 20 年 月 日					
上 映 場 所			上 映 目 的	①広報・宣伝(企業PR) ②販売促進 ③その他 ()		
製 作 依 頼 者	ご 住 所 法 人 名 団 体 名 TEL () -					

※個人情報の利用目的については、右記の利用許諾条項第16条に記載しています。

映像ソフト上映利用許諾書

20 年 月 日
上 映 許 諾 第 号

一般社団法人 日本音楽著作権協会

演 奏 部 長

〒151-8540

東京都渋谷区上原3丁目6番12号

TEL 03-3481-2121 (代 表)

03-3481-2161 (部署直通)

FAX 03-3481-2152

本協会は、上記お申込者が上記利用申込書に記載された内容にしたがい本協会が管理する音楽著作物を上映により利用することにつき、本協会の定める「利用許諾条項」を遵守することを条件に許諾します。

ご注意

- 申込者は、本書に左記映像ソフトにより上映利用する管理著作物の利用明細書を添付してください。ただし、録音利用明細書をもって明細書に使えることが出来るものとします。
- 本許諾は左記利用条件の範囲内の上映に限ります。放送及び有線放送・CCTV・イベントなどの利用、または、常時継続的に上映している受像器での利用などは、本許諾に含みません。
- 申込者は、左記映像ソフトに本協会が指定する方法により上映許諾番号を表示してください。
- 使用料は、支払日より30日以内に、企画の変更、またはやむを得ない事情で利用することができない、これを文書で届出た場合を除き、原則として返還いたしません。

利 用 許 諾 条 項

(総則) 第1条 一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「甲」という。)が上映及び伝達(以下「上映等」という。)に係る著作権を管理する音楽著作物(以下「管理著作物」という。)を、申込者(以下「乙」という。)が上映等に利用することに関する甲乙間の利用許諾契約(以下「本契約」という。)は、乙が甲に対し、甲所定の式による利用申込書(電磁的方法によるものとします。以下「申込書」という。)を提出し、甲が、乙に対し、映像ソフト上映利用許諾書(電磁的方法によるものとします。以下「許諾書」という。)を、交付すること(電子メール等の電磁的方法による許諾書の場合には、当該許諾書が乙に到達すること)により成立します。

- 本契約は、本利用許諾条項(本契約の内容に従うことを目的として甲が準備したこの利用許諾条項をいう。以下同じ。)を内容とします。
- 次条の規定による利用許諾の対価(以下「使用料」という。)は、甲が定め文化庁長官に届け出た使用料規程(以下「使用料規程」という。)による額とします。

(利用許諾) 第2条 甲は、乙が本利用許諾条項の定めを遵守することを条件として、乙に対し、催物開催日時点における管理著作物を、申込書記載の範囲内において上映等により利用することを許諾します。

(申込書及び映像ソフト上映明細書の提出等) 第3条 乙は、申込書と共に上映等により利用する著作物の明細書を、甲所定の映像ソフト上映明細書(電磁的方法によるものとします。以下「明細書」という。)に記載し、プログラム等を添えて、催物開催日の5日前までに甲に提出しなければなりません。

ただし、乙がやむを得ない事由で申込書提出のときに明細書を提出できない場合は、明細書の提出日(催物開催日から5日前以内の日。以下「提出日」という。)を申込書に記入するものとし、提出日に明細書を提出しなければなりません。

2. 乙の都合により、申込書又は明細書に記載した内容を変更する場合は、遅延なく変更する内容を書面又は別途甲に指定する方法により、甲に報告し、甲の承諾を得なければなりません。

(不可抗力) 第4条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、政府・地方公共団体の命令規制など乙の責めに帰属しないことのできない事情により催物の催開が不可能となった場合は、乙は、甲に対し書面により通知することにより、利用許諾の申込を撤回することができるものとします。

(手形・小切手不渡りにし、租賃満納料分を受け、又は仮差押・仮処分・強制執行等の立て、若しくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の申立てがあったとき。)

(2) 営業を廃止し又は合併によらないで解散したとき。

(3) 営業の許可又は登録が取り消されたとき。

(4) その財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。

2. 本契約が算定した又は解除により終了したときは、乙は、期限の利益を失い、第6条の規定にかかわらず、甲に対し、残余の支払債務を直ちに履行しなければなりません。

(契約の解除) 第15条 甲は、乙が前条1項各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくとも、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この解除は、甲が被った損害につき乙に賠償請求することを妨げないものとします。

2. 乙が本契約に規定した義務を違反したとき(申込書又は明細書の内容が事実と異なることが判明したときを含む。)は、甲は10日間の猶予期間を付した書面により乙にその正反は履行を催告し、乙がその期間内に正反は履行しなかつたときは、本契約を解除することができるものとします。

3. 法民542条1項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部を解除することができるものとし、同条2項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとします。

(個人情報の利用目的) 第16条 甲が取得した乙の個人情報は、次に掲げる目的のために必要な範囲以外では利用しないものとします。

(1) 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料収集業務、著作物使用料・権利金収集業務等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報業務

(2) 音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討、実施、調査研究及び広報

2. 乙は、甲が、前項各号の目的の達成のために必要な範囲で、個人情報を第三者に提供することに同意するものとします。

(権利義務及び契約上の地位の譲渡禁止) 第17条 乙は、本契約に基づく一切の権利義務又は契約上の地位を、甲からの事前の書面による承認なく第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはなりません。

(合意管轄) 第18条 本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、甲の本部又は許諾書記載の支部等の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

No.

提 出 日 20 年 月 日

映像ソフト上映利用明細書

〈A 書式〉

※太線の枠内のみ記入してください。

催 物 名					会 場 名			
開 催 日	自 20 年 月 日	至 20 年 月 日	日間	お申込者名	TEL()	-		

上映所要時間	分	入 場 料	チェックナンバー
会場の定員数	名	円	S・V

映像ソフト題名・副題名		製作・配給会社 (製作年)	製品番号	収録番号	監督	類別	上映回数	上映時間	使用料	キューイシートコード (製品番号・作品コード)
1		(年)				一般娯楽 その他	回	分		
2		(年)				一般娯楽 その他	回	分		
3		(年)				一般娯楽 その他	回	分		
4		(年)				一般娯楽 その他	回	分		
5		(年)				一般娯楽 その他	回	分		
6		(年)				一般娯楽 その他	回	分		
7		(年)				一般娯楽 その他	回	分		
8		(年)				一般娯楽 その他	回	分		
9		(年)				一般娯楽 その他	回	分		
10		(年)				一般娯楽 その他	回	分		

※個人情報の利用目的については、利用許諾条項第10条に記載しています。 N・M…当協会管理外 P・D…著作権消滅

N・M…当協会管理外 P・D…著作権消滅

請求日			
種目 規定区分	A42	•	A44

小計						
消費税相当額						請求書番号
合計						

提出日 20 年 月 日

映像ソフト上映利用明細書

<B書式/D画面用>

※太線の枠内のみ記入してください。

会 場 名	上 映 回 数	回	入 場 料	チ ケ ッ ク ナ ナ パ ー S・V
開 催 日	上 映 所 要 時 間	分		
映像ソフトの題名	会 場 の 定 員 数	名	円	

催 物 名	会 場 名	上 映 回 数	回	入 場 料
開 催 日	自 20 年 月 日 日間	上 映 所 要 時 間	分	
映像ソフトの題名	お申込者名 TEL() - 映像ソフトの種別 1.一般娯楽 2.その他	会 場 の 定 員 数	名	円

上 映 曲 目	作(訳)詞者	利 用 方 法	作(編)曲者	演 奏・歌 唱 者(団 体)名	回 数	時 間	使 用 料	作 品 コ ー ド
1		3. 器 楽 のみ 1. 原詞 2. 訳詞			回	分		
2		3. 器 楽 のみ 1. 原詞 2. 訳詞			回	分		
3		3. 器 楽 のみ 1. 原詞 2. 訳詞			回	分		
4		3. 器 楽 のみ 1. 原詞 2. 訳詞			回	分		
5		3. 器 楽 のみ 1. 原詞 2. 訳詞			回	分		
6		3. 器 楽 のみ 1. 原詞 2. 訳詞			回	分		
7		3. 器 楽 のみ 1. 原詞 2. 訳詞			回	分		
8		3. 器 楽 のみ 1. 原詞 2. 訳詞			回	分		
9		3. 器 楽 のみ 1. 原詞 2. 訳詞			回	分		
10		3. 器 楽 のみ 1. 原詞 2. 訳詞			回	分		

※個人情報の利用目的については、利用許諾条項第10条に記載しています。 N・M…当協会管理外 P・D…著作権消滅

請 求 日			
種 目 規 定 区 分	A42	•	A44

小 計			
消費 税 相 当 額			
合 計			

請 求 書 番 号			
-----------	--	--	--

映像ソフト上映利用明細書<A書式> 記入例

No. _____	提出日 2024年4月15日	映像ソフト上映利用明細書										<A書式> ※太線の枠内のみ記入してください。		
催物名 著作権フェスタ		会場名 ジャスラメッセ	上映所要時間		分	入場料	チェックナンバー							
開催日	自 2024年4月22日 1日間	お申込者名	株式会社 ジャスラック音楽事務所 TEL(080) 1234-5678	会場の定員数	名	円	S・V							
映像ソフト題名・副題名		製作・配給会社 (製作年)	製品番号	収録番号	監督	類別	上映回数	上映時間	使用料		キューイシートコード (製品番号・作品コード)			
1	音楽著作権にゅうもん	(株)音著 (2019年)	JASR0000	1	一般娯楽 その他	1	5 回	分						
5	(年)				一般娯楽 その他									
6					一般娯楽 その他									
7					一般娯楽 その他									
8					一般娯楽 その他									
9					一般娯楽 その他									
10	(年)				一般娯楽 その他									
※個人情報の利用目的については、利用許諾条項第10条に記載しています。 N・M…当協会管理外 P・D…著作権消滅										小計				
請求日										消費税相当額	請求書番号			
種目 規定区分										合計				
A42 · A44														

JASRAC

映像ソフト上映利用明細書<B書式> 記入例

No.	提出日	2024年4月15日	映像ソフト上映利用明細書			<B書式/D画面用>		※太線の枠内のみ記入してください。	
催物名	著作権フェスタ	会場名	ジャスラメッセ	上映回数	回	回入場料	チェックナンバー		
開催日	自 2024年4月20日 1日間 至 2024年4月20日 1日間	お申込者名	株式会社 ジャスラック音楽事務所 TEL(080)1234-5678	上映所要時間	分	名	S・V		
映像ソフトの種類名	音楽著作権説明動画	映像ソフトの種類別	1.一般娯楽 2.その他	会場の定員数	名	円			
上映曲目	作(訳)詞者	利用方法	作(編)曲者	演奏・歌唱者(団体)名	回数	時間	使用料	作品コード	
1 ジャスラのテーマ	上原一朗	3. 録音のみ	代々木 美子		1回	5分			
5		3. 録音のみ			回	分			
6		3. 録音のみ			回	分			
7		3. 録音のみ			回	分			
8		3. 録音のみ			回	分			
9		3. 録音のみ			回	分			
10		3. 録音のみ			回	分			
※個人情報の利用目的については、利用許諾条項第10条に記載しています。 N・M…当協会管理外 P・D…著作権消滅				小計					
請求日				消費税相当額					
種目 規定区分	A42	・	A44	合計					
請求書番号									

JASRAC